

中国 5 県における発災時の相互支援体制構築に向けた

地域の支援団体育成・強化事業

よくある質問

第 1 版 2023/5/24

目次

1. 本事業全般についての質問.....	1
2. 申請についての質問.....	1
3. 事業計画についての質問	4
4. 資金計画についての質問	4
5. 審査についての質問.....	6
6. 選定後についての質問.....	6

更新箇所

更新日

【修正箇所】

【追記箇所】

1. 本事業全般についての質問

No.	質問内容	回答
(1)	なぜこのような課題設定・テーマで募集を行うのですか。	コンソーシアムの構成団体である各県の NPO 支援センターがアンケートやヒアリングによる課題や NPO 等の経営状況の調査を行い、その結果と JANPIA が提示する「優先的に解決すべき社会課題」を踏まえて各県の課題設定・テーマを決定しました。 参照(JANPIA HP) : https://www.janpia.or.jp/kyumin/
(2)	なぜコンソーシアムで資金分配団体をしているのですか。	本コンソーシアムの構成団体は、15 年以上の連携実績があります。その信頼関係を背景に、以下の理由でコンソーシアムによる提案を行いました。 ・中国地方の 5 県に空白県なく休眠預金を届けるため。 ・5 県それぞれのノウハウを持ち寄った伴走支援(組織診断等)を実施し、実行団体の組織基盤強化を行うため。 ・本事業において得られる様々な知見やノウハウを共有し合うため。
(3)	申請へ向けた個別サポートはどのように受けられますか。また実行団体へ採択されたあとの非資金的支援の受け方が知りたいです。	申請へ向けた事前相談等は、各県の担当者が対応いたします。申請を予定する県の担当者まで直接お問い合わせください(『公募要領 第 5 章 2. 問い合わせ先』参照)。非資金的支援の内容については各県の担当者と協議のうえ決定いたしますので、お気軽にお問合せください。
(4)	このタイミング以外に休眠預金を活用した助成事業の予定がありますか。	本コンソーシアムにおいて実施する、一般的に通常枠と呼ばれる募集の予定はありません。他の資金分配団体による公募については JANPIA の HP 等でご確認ください。

2. 申請についての質問

No.	質問内容	回答
(1)	申請方法がフォーム等のデータ提出に限定されているのはなぜですか。	本事業では、採択された実行団体は専用のシステムを用いて毎月の事業報告や管理報告を行うこととなるため、IT を使いこなせる団体かどうかを審査する観点からもこのような応募方法を設けています。
(2)	法人格は必須ですか。	各県によって対象となる団体が異なります(『公募要領 第 2 章

		4.実行団体への助成事業に関して』参照)。
(3)	株式会社などの営利企業も申請で きますか。	法人格の有無は問いませんが、ガバナンス・コンプライアンス体 制を満たしている団体である必要があります(『公募要領 第 3 章 1.申請資格要件』参照)。 休眠預金等活用事業においては、組織や活動の情報公開が必 須となりますので、申請にあたってはご留意ください。
(4)	設立前の団体でも申請できます か。	設立前では団体ではなく個人となるため申請できません。任意 団体として申請してください。
(5)	コンソーシアムで申請するこ とがで きますか。 その場合に必要な提出書類が ありますか。	コンソーシアム(複数の団体でチームを組んで)で申請するこ とは可能です。 コンソーシアムでの応募方法については『公募要領 別添 2 コ ンソーシアムでの申請』をご参考ください。 コンソーシアムでの申請をご検討の際は、できるだけ早めに担 当者までお問合せ下さい。
(6)	コンソーシアムを組成する場合、 構成団体に営利企業や行政機 関、任意団体が加わることは可 能ですか。	コンソーシアムの構成団体について、特に指定はありません。 ただし、公募要領にある申請資格要件については代表団体と 同じく満たしている必要があります。
(7)	なぜ社会的インパクト評価を行 うのす か。	社会的インパクト評価は、担い手の活動が生み出す「社会的価 値」を「可視化」し、これを「検証」し、資金等の提供者への説明 責任(アカウンタビリティ)につなげていくとともに、評価の実施 により組織内部で戦略と結果が共有され、事業・組織に対する 理解が深まるなど組織の運営力強化に資するものです。 休眠預金等活用法では、「休眠預金等交付金に係る資金の 活用の成果に係る評価の実施」(法第 18 条第 2 項第 6 号)等 が規定されており、本事業においてはその活動を社会的インパ クト評価によって測ります。
(8)	なぜ SDGs についても聞かれてい るのす か。	SDGs は世界共通の目標であり、ここ日本においても官民・営利 非営利に関わらずとも取り組むものです。本事業も SDGs を 共通の目標の 1 つとして設計しています。
(9)	これまで実施してきた事業を申請	これまで実施してきた事業を発展・改善していくための申請であ

	することは可能ですか。今回の申請を機に新たに開始する事業を申請したほうがいいのですか。	れば可能です。しかし「現状を維持したいから」「今まで使っていた助成金が切れたから」等の理由で申請する場合、選考基準に沿わない恐れがありますので、個別にご相談ください。
(10)	1 団体で複数の計画を申請できますか。	できません。
(11)	最長(3年)未満の期間や、助成額上限未満の事業は対象になりますか。	対象になります。 期間が1年未満の場合でも、十分な成果が達成できることが求められます。助成額についても同様です。
(12)	提出した書類を修正することはできますか。	公募期間内であれば修正は可能です。その場合は担当事務局までご確認いただき、期限などについてご確認ください。 公募期間終了後については原則として書類の修正や差替えはできませんのでご留意ください。
(13)	見積書の提出は必要ですか。	申請時には見積書の提出は求めませんが、資金計画の妥当性を確認のため、改めて提出を求める場合があります。しかしながら、提出の有無に関わらず、資金計画書等を作成する上で、正確な積算をするために予め見積を取ることをお勧めします。特に施設改修や物件購入等の高額が想定される科目については、申請した予算と実際の金額に乖離が無いよう一層の注意が必要です。
(14)	提出を求められている以外の資料を添付して出してもよいですか。(別紙参照としてよいですか。)	この度の公募では、定められている書類以外の資料を添付することはできません。 ただし、事務局において申請書類を確認する際に、別途資料の提供をお願いする可能性があります。その際は担当事務局より資料のご提出をお願いさせていただきます。
(15)	コロナ対応の雇用調整助成金、持続化給付金は、公募要領等で定められている地方公共団体から補助金または貸付け給付を受けていないこと、に該当するでしょうか。	コロナ対応の雇用調整助成金や持続化給付金は、実行団体の実施する事業ではなく、組織への支援という性質であることから、公募要領等で定められている補助金等には当たりません。(ご申請いただくことが可能です。)
(16)	新型コロナウイルス関連で県や市の助成金・補助金を受けています	該当する助成金・補助金が組織への支援、または、本事業とは異なる事業への支援であれば、申請は可能です。

	が、申請は可能ですか。	一方で、該当する助成金・補助金が申請予定の事業を対象としている場合は、本申請事業の必要性や根拠、資金計画についても按分根拠を示す等明確にしていただき、事業実施から完了まで、明確に管理・区分経理が必要です。
(17)	評価を行うことが条件になっていますが、評価に関する費用も助成上限額の中に含むのでしょうか。	評価に関する経費は、助成金申請額の 5%を上限として助成いたします。詳しくは積算の手引き P4 をご参照ください。

3. 事業計画についての質問

No.	質問内容	回答
(1)		

4. 資金計画についての質問

No.	質問内容	回答
(1)	助成金はいつ支払われますか。	6か月以上の事業の場合は、資金提供契約後と 6か月後の 2回に分けてお支払いいたします。6か月未満の事業については資金提供契約後の 1回でお支払いいたします。 資金提供契約は 2023 年 7 月中の締結を予定しています。
(2)	自己資金が必要ですか。	助成事業の必要額(事業費)に対する助成額の割合(以下「補助率」という。)を設定し、20%以上は、自己資金又は民間からの資金(以下「自己資金・民間資金」という。)を確保していただくことを原則とします。ただし、財務状況や緊急性のある場合などで、希望する実行団体には、特例的にその理由を明示していただき、自己負担分を減じることとします。
(3)	非資金的支援を受ける際に費用負担は必要ですか。必要である場合、助成申請額に加えることは可能ですか。	非資金的支援は、原則として資金分配団体が費用負担をして実行団体に向けて行うものです。実行団体において実費以外の費用を負担していただく必要はありません。
(4)	助成金の用途について指定はありますか。	助成額の 85%以上を直接事業費として、最大 15%までを管理的経費として使うことができます。 直接事業費は、以下を想定しています。

		<p>助成対象事業実施に直接必要となる、直接人件費の助成対象事業従事分、旅費交通費、会議費、会場借料、借料損料、印刷製本費、通信運搬費、広告宣伝費、消耗品費、施設改修費、機器購入費、委託費、謝金等です。ただし、評価関連経費は除きます。</p> <p>管理的経費については積算の手引きをご参照ください。</p> <p>本事業においては1年目と3年目に集合研修を実施します。集合研修にかかる経費については助成金よりお支払いいただくため、この点については指定となります。</p>
(5)	システム構築も対象経費になりますか。	対象経費になります。ただし、事業内容を踏まえ、必要性が認められるかどうかがポイントになります。
(6)	土地や不動産の購入も可能ですか。	対象経費になります。ただし、事業内容を踏まえ、必要性や妥当性が認められるかどうかがポイントになります。また、建物等の賃貸の場合は事業実施期間後、どのような取扱いになるかも審査等の対象となることがあります。 また、内定となった場合でも、土地や不動産の購入については当コンソおよび JANPIA との協議が必要になります。
(7)	予算を使いきれなかった場合はどうなりますか。	原則として残額がある場合は返還していただきます。
(8)	自己資金についても、休眠預金用に開設した指定口座で管理(※)する必要がありますか。 ※休眠預金事業については該当する事業専用の口座を開設し、金銭の管理を行う必要があります。 (積算の手引き参照)	自己資金についても、指定口座に入金いただき管理していただく必要があります。 指定口座への入金時期については、資金提供契約締結前に中国5県休眠預金等活用コンソーシアムと協議して決定いたします。
(9)	評価関連経費を予算計上しなくてもよいですか。	評価関連経費を予算計上しないことも可能です。ただし、休眠預金事業においては評価・成果の計画や検証を念入りにすることが求められます。そのため、外部からの専門家を招聘して評価を実施する、アンケートを実施する、視察に行くなど様々な手段で評価を実施しています。評価関連経費を

		有効にご活用いただくことをお勧めいたします。
--	--	------------------------

5. 審査についての質問

No.	質問内容	回答
(1)	審査委員はだれですか。	5県の地域事業や、助成事業、災害支援等に専門性を持った審査委員による審査委員会を構成しています。すべての実行団体との資金提供契約締結後に氏名を公表します。
(2)	選定基準はありますか。	<p>以下の選定基準に基づき選定を行います。詳しくは『公募要領 第3章 5.選定基準等』をご確認ください。</p> <p>【選定基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> ガバナンス・コンプライアンス <input type="checkbox"/> 事業の妥当性 <input type="checkbox"/> 実行可能性 <input type="checkbox"/> 繼続性 <input type="checkbox"/> 先駆性(革新性) <input type="checkbox"/> 波及効果 <input type="checkbox"/> 連携と対話

6. 選定後についての質問

No.	質問内容	回答
(1)	予算や計画を途中で変更することは可能ですか。	<p>申請いただいた事業計画書や資金計画書については、資金提供契約に向けて担当POとブラッシュアップ(変更)を行い、双方の同意の上契約を締結いたします。</p> <p>それ以外の計画変更は原則できませんが、中間評価等において、見直しが必要であると評価された際には、資金分配団体との協議のうえ、変更を行うことが可能です。</p>
(2)	費目間流用は可能ですか？	資金計画書において直接事業費、管理的経費の各経費の内訳が特定されている場合であっても、実行団体の裁量により、各経費の範囲内に限り、流用元科目の最大20%を異なる科目に充当することができます。但し、人件費への流用及び20%を超える科目間流用については資金分配団体

		と流用の理由、金額等を協議し承認した場合に限り、資金計画書の変更を要します。なお、資金計画書に、新たに科目を追加する場合も、事前に資金分配団体と協議してください。
(3)	指定活用団体、資金分配団体はどのように事業に関わりますか。	<p>指定活用団体は、休眠預金等に係る資金の活用に関する事業の実施主体であり、資金分配団体に対する監督を通じて、実行団体の事業の監督に係る一義的(いちぎてき)な責任を負っています。</p> <p>その上で、休眠預金等に係る資金の分配・管理等の法で規定された役割にとどまらず、民間公益活動の好事例を積極的に創出・共有し、展開・発展させることで、社会の諸課題の解決のための自律的かつ持続的な仕組みの構築を促進する役割も担う必要があるとしています。</p> <p>資金分配団体は、革新的な手法による資金の助成、貸付け又は出資や事業実施に係る経営支援や人材支援といった非資金的支援を必要に応じ伴走型で行うこと等を通じて、民間公益活動の自立した担い手を育成する中心的な役割を担うことが期待されています。</p> <p>また、社会の諸課題は地域や分野ごとに様々であり、実行団体が行う解決のための手法も多種多様であることから、特定の社会の諸課題の分野や地域の実情等に精通した資金分配団体を経由することにより、実行団体に対し適切に必要な支援が行われることが期待されています。</p>
(4)	評価を行う際、どのような基準で行えますか。	<p>提案いただく事業の成果を適切に図るために、評価指標は申請者と資金分配団体において策定します。</p> <p>JANPIA のサイトに掲載されている「資金分配団体・実行団体に向けての評価指標」を参考にしてください。</p>
(5)	事業を実施した結果、当初期待されたような成果が出なかった場合はどうなりますか。	<p>資金提供契約前に作成する評価計画において、成果の指標や、それを測る方法などを作成いたします。その計画に基づいて評価を行い(事後評価)、上手くいったケース、上手くいかなかったケースに随わらず分析を行います。</p> <p>上手くいかなかったケース(当初期待されたような成果が出なかった場合)の原因が、事業を実施しなかったことに起因する場合は、契約通りに事業を実施していないということ</p>

	<p>で、その分の予算を返還する可能性があります。</p> <p>一方で、計画通りに実施したが成果が出なかった場合は、その後の事業に反映するなど、無駄になるものではありません。この場合は予算の返還を求められることはあります。</p> <p>事業実施にあたっては常に資金分配団体 PO 等と進捗確認を行いながら進めてまいります。その時にしっかりとコミュニケーションをとりながら期待した成果が出るように事業を進めてまいりますので、終了後に「いきなり認められない」ということがないような仕組みになっています。</p>
--	---